

公正採用・雇用促進会議（職業能力開発）専門委員会の設置と情報共有について（案）

公正採用・雇用促進会議 中学校・高等学校・職業能力開発校等専門委員会の組織については、令和元年7月25日に行われた公正採用・雇用促進会議で以下の観点から「職業能力開発」部分を分離し、集中的に議論を進めることが提起された。

【公正採用・雇用促進会議】2019/07/25 実施

- ①例年件数が多い高等学校の問題事象以上に、職業能力開発関連の問題事象が報告されれば、新規学卒求人(中学校・高等学校)以外に「集中して議論するための専門委員会」をつくらなければならない。できない。
- ②具体的な事例の中には、新規学卒求人にはないような事例があり、新規学卒者とは違う採用者の観点もあると思うので、別に専門委員会を再編し、議論できる場を整備することが必要。

⇒そのうえで、座長から「再編提案は、中学校・高等学校・職業能力開発校等専門委員会での委員意見を踏まえて事務局で整理し、各委員に報告」となった。

【公正採用・雇用促進会議 中学校・高等学校・職業能力開発校等専門委員会】2019/09/20 実施

- ①過去の統合した経過を踏まえつつ「時間が無いから分離する」ではなく、分離する意義を整理したうえで、他の専門委員会との連携を考えていただきたい。
- ②組織の在り方が違うということを念頭に置いて話を聞くことも、みんなが知りえる大きな情報。事務局は「まず分離してみても考えているようなので、まずはそれ（分離）をした上で、これまでの専門委員会の取組みをうまく踏まえて、連携を続けていくことも考えながら進めてもらいたい。

⇒専門委員会の分離は「時間短縮ありき」ではなく「生徒の多様化と入校・修了時期の複雑化、さまざまな求人情報への対応」を目的として、そのうえで「中学校・高等学校・他府県」の専門委員会と「職業能力開発」の専門委員会が、相互に情報共有ができる仕組みを検討する。

【今後の方向性】

専門委員会の分離に関しては、中学校・高等学校・職業能力開発校等専門委員会で反対意見は無かったことから、分離の方向（新たな専門委員会の名称案・委員構成などの案）を公正採用・雇用促進会議座長及び委員に報告する。

また、令和2年2月実施の専門委員会から分離して実施し、令和2年度7月ごろに開催の公正採用・雇用促進会議で専門委員会設置（要綱）の正式な承認を得る。

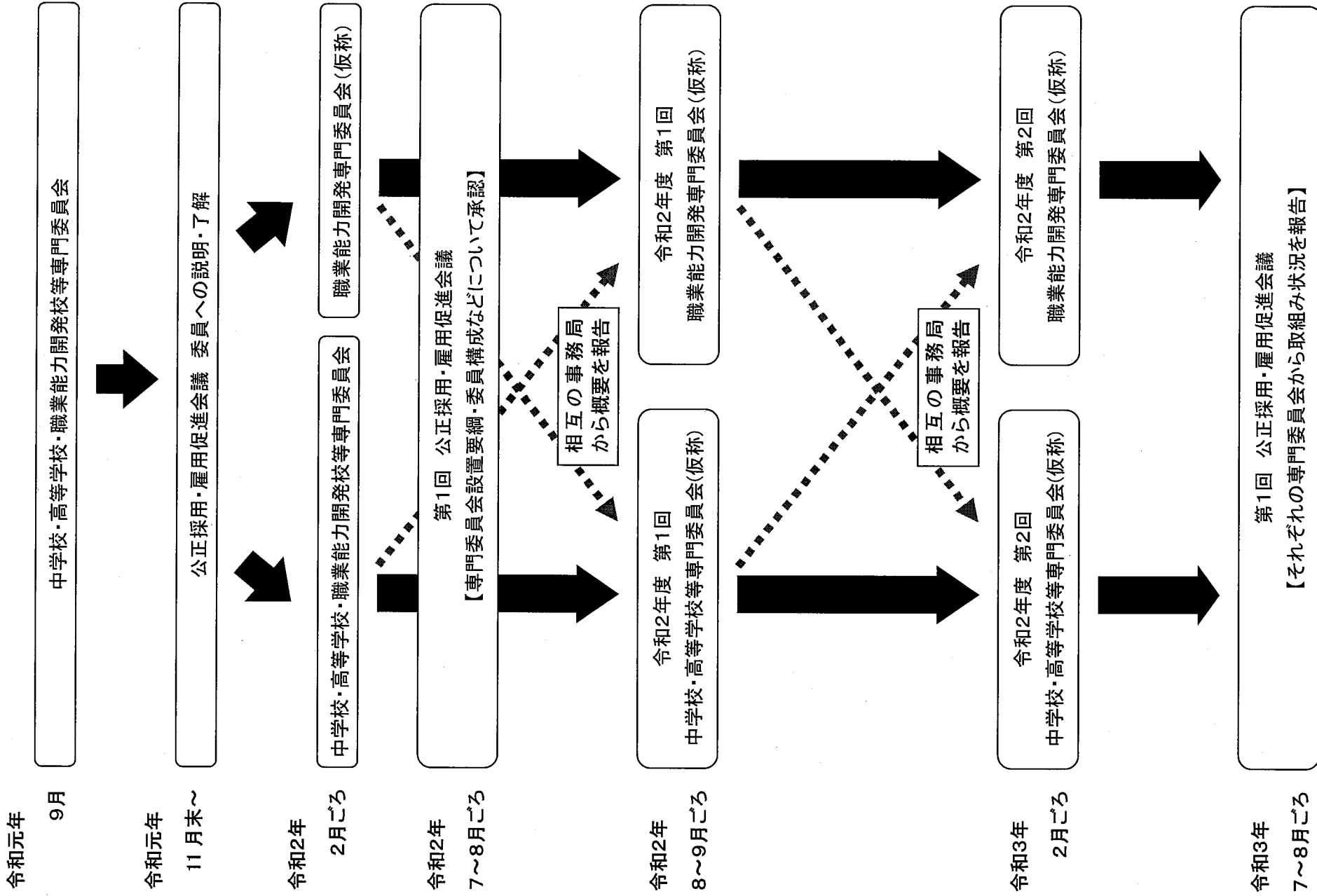
【両専門委員会間での情報共有について】

それぞれ専門委員会に事務局（高等学校課・人材育成課）がオブザーバー参加し、直近に開かれた「専門委員会の資料」「特徴的な事象や意見」「今後の啓発手法」などの概要を報告するとともに、出席した専門委員会委員から意見が出された場合は、その内容を元の専門委員会で報告する。また「職業能力開発専門委員会（仮称）」の委員のうち、多くは「中学校・高等学校専門委員会（仮称）」も兼務していただくことから、事実上も情報共有が行われる。

- 令和2年9月開催の「中学校・高等学校等専門委員会（仮称）」に事務局である人材育成課が出席し、令和2年2月に開催した「職業能力開発専門委員会（仮称）」概況を報告する。
- 令和2年9月開催の「職業能力開発専門委員会（仮称）」に事務局である高等学校課が出席し、令和2年2月に開催した「中学校・高等学校等専門委員会（仮称）」の概況を報告する。

以上

【専門委員会分離と連携のイメージ図】



公正採用・雇用促進会議 職業能力開発専門委員会(仮称) 設置要領(案)

1 委員会の目的

職業能力開発校等の就職の機会均等を保障し公正な採用選考を推進することにより、就職における同和問題をはじめとした人権問題の解決を図るとともに安定した雇用を促進するため、以下の事項について研究協議する。

- (1) 差別対象の事実調査と指導に関すること。
- (2) 公正な採用選考の啓発に関すること。
- (3) 就職関係書類等の取扱いに関すること。

2 委員会の構成

委員会の構成員は、次の機関から推薦された代表者1人をもってこれにあたる。

- (1) 一般財団法人 大阪府人権協会
- (2) 大阪府人権教育研究協議会
- (3) 大阪市人権教育研究協議会
- (4) 大阪府立学校人権教育研究会
- (5) 一般社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター
- (6) 大阪企業人権協議会
- (7) 大阪同和・人権問題企業連絡会
- (8) 一般社団法人 公正採用人権啓発推進センター
- (9) 大阪府職業技術専門学校長会
- (10) 大阪労働局職業安定部職業対策課
- (11) 大阪府民文化部人権局
- (12) 大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課

なお、構成員以外の有識者等から意見を受ける場合は、座長の承認を得たうえで、臨時的に上記の委員以外の者を構成員に加えることができる。

3 委員会の開催

- (1) 委員会に座長を置く。座長は構成員の互選による。
- (2) 委員会は年2回開催し、座長が招集する。
- (3) 委員会の日常の業務は、座長が別に指名するものがあたる。

4 その他

委員会の庶務は、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課において行う。

附 則 (実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年●月●日から施行する。

公正採用・雇用促進会議 職業能力開発専門委員会（仮称） 委員名簿（案）

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|-------------------------|-----|-----|
| 一般財団法人 大阪府人権協会 | | |
| 大阪府人権教育研究協議会 | | |
| 大阪市人権教育研究協議会 | | |
| 大阪府立学校人権教育研究会 | | |
| 一般社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター | | |
| 大阪企業人権協議会 | | |
| 大阪同和・人権問題企業連絡会 | | |
| 一般社団法人 公正採用人権啓発推進センター | | |
| 大阪府職業技術専門学校校長会 | | |
| 大阪労働局 職業安定部職業対策課 | | |
| 大阪府 府民文化部人権局 | | |
| 大阪府 商工労働部雇用推進室人材育成課 | | |